～消費税率引上負担軽減事業～古賀市プレミアム付商品券事業

取扱事業者募集要項

１　目的

低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という）を発行し、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

２　事業主体

　　古賀市

３　事業の名称

　　～消費税率引上負担軽減事業～古賀市プレミアム付商品券事業

４　商品券の概要

●販売期間：令和元年１０月１日（火）から令和２年２月２８日（金）

　　●使用期間：令和元年１０月１日（火）から令和２年３月３１日（火）

　　●額面金額：１枚５００円

（５００円１０枚綴りの５千円分の商品券を４千円で販売、　割引率２０％）

　　●発行予定総額：最大 ２９５,０００,０００円

５　手数料

登録申請手数料、商品券の換金手数料ともに無料

６　参加資格

　　古賀市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

　　ただし、次の事業者を除きます。

　　●特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの。

　　●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業をおこなっているもの。

７　参加登録方法

　　「～消費税率引上負担軽減事業～古賀市プレミアム付商品券」の取り扱いを希望する事業者は、この募集要項に同意の上、「取扱事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入捺印し、市商工政策課まで、持参、郵送、ＦＡＸ、メールにて提出してください。要件の審査の上、特定事業者として登録し、後日、「特定事業者登録証明書」を郵送させていただきます。

８　取扱事業者登録申請書提出締切

　　●１次募集：令和元年８月２３日（金）まで（※必着）

　　　※１次募集の期限までに申し込みをされた事業者は、商品券の購入引換券を対象者に送付する際に同封する商品券取扱対象事業者一覧に掲載します。

　　●２次募集：令和２年２月２８日（金）まで（※必着）

　　　※期限まで随時受け付けます。ホームぺージ上の取扱事業者一覧について随時更新します。

９　換金方法

「使用された商品券」「請求書」「特定事業者登録証明書」を古賀市福祉課福祉政策係【サンコスモ古賀内（古賀市庄205）】に提出してください。後日、市に登録の預金口座へ振り込み処理(請求書等の提出から３０日以内)を行います。

●換金請求期限は、令和２年４月６日(月)までです。期限を過ぎての換金には一切応じられません。

●換金は換金請求期限まで随時受け付けます。（受付時間：平日の８：３０～１７：００）

●商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため、商品券裏面に事業所名を押印してください。

●商品券の換金にあたり、事前に古賀市に口座登録をしていただく必要があります（すでに口座登録済みの場合は再度登録していただく必要はありません。）。「口座振替願」の提出をお願いします。

●換金手続き等の詳細に関しては、後日ご案内させていただく、取扱事業者向け説明会にて説明させていただきます。

１０　商品券の利用対象とならないもの

　●不動産（リフォームは除く）や金融商品に係るもの（土地及び家屋の購入代金、借入資金など）

●たばこ

●換金性があり、広域的に流通しうるものの購入（商品券、有価証券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、宝くじなど）

●現金との換金（おつりを含む）、金融機関への預け入れ

　●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

●両替・出資や地域経済の振興に直接資することが想定しがたい債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）

●事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品などの購入、事業用資産のリフォーム代金など

　●その他、古賀市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

１１　商品券取扱厳守事項

●商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。

●商品券額面を超える使用があった場合の不足分は、現金等で受け取ってください。

●使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

●商品券の交換、譲渡、売買は禁止です。

●取扱いを行っている事業者であることが明確になるよう、配布するポスター及びのぼり等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

●商品券の再使用は禁止です。既に商品券の裏面に押印があるものは、受け取りを拒否してください。

●自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は固く禁止します。

●商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

●この募集要項に記載されている事項について、遵守いただけない場合には、換金の拒否や特定事業者の登録の取り消しをおこなう場合があります。

●この商品券は、古賀市商工会が例年実施しているプレミアム付商品券とは別のものです。この「～消費税率引上負担軽減事業～古賀市プレミアム付商品券」の取扱いを希望される事業者は、必ず事前に「取扱事業者登録申請書兼誓約書」の提出が必要となります。

【取扱事業者登録申請書提出先及び問い合わせ】

〒８１１-３１９２

古賀市駅東１－１－１

古賀市役所　商工政策課

電話　０９２－９４２－１１７６

FAX　 ０９２－９４２－３７５８

E-mail shoukou@city.koga.fukuoka.jp

④商品券使用

❹商品販売又は

サービス提供

(10/1～3/31)

古賀市

購入対象者

特定事業者

①申請(非課

税者のみ)

②購入引換券

❶特定事業者

登録申請

❸のぼり、ステ

ッカー等配布

(９月以降)

❷特定事業者

登録証明書

❺商品券の換金

請求(4/6まで)

❻口座へ入金

③サンコスモ古賀等で商品券購入

※白抜き番号：特定事業者に関する利用の流れ

**利用の流れ**